

9 救急・救助業務

救急業務は、昭和 38 年に法制化されて以来、人口の増加、社会経済の発展及び交通量の増加等により、その需要は年々増加しており、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務についても消防法の改正により昭和 62 年から市町村の消防本部に救助隊を設置することが明確化された。今後も救助隊の編成、装備等を整備充実していく必要がある。

1. 救急業務実施体制

平成 19 年 4 月 1 日現在において、県内市町村の合計で、救急隊数は 203 隊、救急車保有台数は 247 台であり、救急隊員は 3,007 人（前年 2,870 人）、このうち救急業務のみに専従している専任隊員は 1,243 人（前年 1,129 人）、兼任隊員は 1,764 人（前年 1,741 人）である。

また、消防職員のうち、救急隊員として資格を有している職員は、4,787 人（前年 4,792 人）である。

なお、県内消防本部の救急救命士数は、721 人（前年 662 人）で、県内全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。

2. 救急業務の実施状況

県下の救急出場件数は 256,607 件で前年に比較して 3,231 件減少した。事故種別でみると急病（59.9%）、一般負傷（12.9%）、交通事故（11.9%）の順である。

また、搬送人員については 238,048 人であり、前年に比較して 4,278 人減少した。

なお、これは、県下のどこかで 2 分 5 秒に 1 回の割合で救急自動車が出場しており、県民を 600 万人とした場合、25.2 人に 1 人が救急自動車で搬送されたことになる。

3. 救助業務実施体制

平成 19 年 4 月 1 日現在において、県内市町村の合計で、救助隊数は 58 隊であり、このうち総務省令第 4 条に定める特別救助隊は 43 隊である。救助工作車保有台数は 52 台である。

また、救助隊員は 953 人（前年 905 人）で、このうち特別救助隊員数は 728 人（前年 688 人）である。（第 6 表参照）

4. 救助業務実施状況

平成18年中の救助活動件数は1,543件で、前年と比較して133件減少した。

事故種別でみると、交通事故（583件）、火災（324件）、建物等による事故（建物や建物附属物の倒壊・落下、閉じ込めなど。256件）の順である。

救助人員は1,335人、事故種別でみると交通事故（662人）、建物等による事故（246人）、水難事故（98人）、火災（67人）の順である。（第7表参照）